

# 京丹後市消防団 安全管理マニュアル



平成30年2月策定

令和4年4月改定

## 目 次

はじめに	1
消防団の任務	1
安全管理の基本	1
【火災編】	
1 火災出動時の安全管理	2
2 出動時の留意事項	2
3 消防車両運行上の留意事項	2
4 現場到着時の留意事項	3
5 水利部署時の留意事項	3
6 ホース延長時の留意事項	4
7 送水時の留意事項	4
8 放水活動時の留意事項	4
9 残火処理の留意事項	5
10 引き揚げ時の留意事項	5
11 林野火災での留意事項	6
【風水害編】	
1 河川警戒での留意事項	7
2 浸水地域の警戒での留意事項	8
3 崖崩れ地域の警戒での留意事項	8
4 強風時の警戒での留意事項	8
5 資機材等搬送時の留意事項	8
6 水防工法時の留意事項	8
7 救助活動時の留意事項	9
【震災編】	
1 参集時の留意事項	11
2 活動時の留意事項	11
【津波編】	
1 津波ハザードマップ等の把握	13
2 参集及び出動時の留意事項	13
3 退避ルールと情報伝達手段	13
4 活動時の留意事項	16
5 避難誘導、避難広報時の留意事項	16
【参考】	
災害本部の設置基準	18

## はじめに

このマニュアルは、消防団員が警防活動等を遂行するにあたって、留意しなければならない安全管理上の主な事項について列挙したものである。すべての消防団員が「自らの命と家族の命を守る」ことを最優先とした安全行動を原則とし、消防団員の安全確保を図ることで、現有する消防力を最大限に発揮させることを目的としたものである。

しかしながら、このマニュアルはあくまでも原則であることを念頭に置き、この基本行動に加え、それぞれの地域で求められる活動、また身を守るための方策について、各方面隊、分団等で話し合い、各自が認識した上で活動することを基本としている。

## 消防団の任務

消防団は、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関であり、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。また、火災、地震などの災害発生時には地域住民の生命、身体及び財産を守るという任務を遂行するため、様々な現場に出動する必要がある。

## 安全管理の基本

安全管理は、自己管理が基本であることをよく認識し、自らの安全は自らが確保するという認識のもと、いかなる場合も安全行動に徹しなければならない。また、指揮監督的立場にある団員は、常に団員の行動の安全確保に努める必要があり、団員は連絡を密に行い、相互の安全の確保に努める。

事前対策としては、日頃から規律の保持、体調管理に努め、特に夏季においては熱中症に注意する。装備資機材を安全に使用するため、使用方法に習熟しておくとともに常に点検を励行する。また、安全確保の第一歩は服装に始まるため、常に点検を励行する必要がある。

## 【火災編】

### 1 火災出動時の安全管理

火災は、時間の経過により危険度は増大する。また、極度の緊張と興奮した状態での消火活動であるため、常に指揮者、団員が冷静な判断を行い、相互に安全を確保し、任務を遂行する必要がある。

### 2 出動時の留意事項

出動に際しては、原則として活動服、編上げ靴、ヘルメット、手袋を着用するとともに、各部消防車庫等へ参集し、消防車両で出動する。やむを得ず自家用車等で直接現場へ出動する場合は、走行には特に注意するとともに、この服装に準ずるものとする。また、筒先員は防火衣を着装する。なお、消防車両での出動に際しては、2人以上で出動する。

### 3 消防車両運行上の留意事項

- ①出動に際して、シャッター等がある車庫においては、シャッター等が完全に開放されているかを確認する。
- ②車両の運行は、交通関係法規等に規定する事項を遵守する。
- ③緊急走行時は、パトライト及び前照灯を点灯させ、サイレン並びに警鐘を吹鳴し、窓をできる限り開放し、乗車員全員で安全を確認するとともに呼称を行う。
- ④サイレン吹鳴していても一般車両は直ちに避讓しないことが多いため、優先通行権を過信しない。
- ⑤赤信号の交差点通過時には、原則として交差点に進入する直前で一時停止し、信号機の無い交差点、T字路、一旦停止場所等においても同様とする。
- ⑥一方通行を逆走する際は、徐行に近い速度とする。
- ⑦拡声器やモーターサイレン等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意喚起するとともに、特に避讓車の陰や路地等から飛び出す車両や歩行者に注意する。
- ⑧高さ・重量制限等のあるところでは、自隊の車両規格を確認して通行する。
- ⑨出動の際は、他の隊も各方面から出動してくるため、特に交差点やT字路では、消防車同士の出合い頭の衝突に注意する。
- ⑩火や煙が見えると、それに気をとられ注意力が欠如しやすいため、運転者はもちろんのこと全員で前方を注視し走行する。
- ⑪走行中は、車両の固定物をしっかり握り急ブレーキに備える。
- ⑫雨天時など道路の轍に水が溜まっている場合は、スリップ等に気を付け、車両重量等を考慮したスピードで走行する。

#### 4 現場到着時の留意事項

- ① 指揮者は停車の合図を早めに行い、急停車を避ける。
- ② 停車位置は、傾斜地及び軟弱な場所は避け、やむを得ず停車する場合は、車輪止めの増強や、敷板を敷くなどの補強を行う。
- ③ 現場状況によりやむを得ない場合を除き、反対車線には停車しない。
- ④ 二次災害を防ぐため、風上等の危険の少ない場所に停車するとともに、他の車両等の通行も考慮し停車する。
- ⑤ 指揮者は、確実に停車した後に、下車の合図を行い、団員は合図があるまで下車しない。
- ⑥ 下車する際は、後続車や歩行者等の有無を確認してから車両のドアを開放する。
- ⑦ 団員が一般車両通行側へ下車する際は、一般車両の通行に注意して下車するとともに、道路横断の際も同様に注意する。
- ⑧ 車両誘導の合図は、誘導灯、手信号、号令等により、距離、高さ、その他必要事項を明確に運転手に伝達することとし、誘導する際は、足元に注意し、一般車両、歩行者、他の団員等に注意して、車両の側方で行う。
- ⑨ 停車する際は、駐車ブレーキを確実に作動させ、車両が確実に停車したことを確認してから車輪止めをする。

#### 5 水利部署時の留意事項

- ① 水利部署時は、吸水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合するため、衝突する危険があり、他の消防車両及び団員の行動に注意する。
- ② 吸管伸長は、吸管の跳ね返りやつまずきに注意する。
- ③ 防火水槽の蓋は、転落防止のため吸管伸長してから開放することとし、蓋を開けた場合、転落防止のため団員はそこから離れない。
- ④ 消火栓を使用する際は、手足を挟まないように注意するとともに、急激に水が噴き出す場合があるので、徐々に開放する。
- ⑤ 貯水槽、池等の水利に通行人などが転落する危険があるときは、ロープまたはコーンなどで表示し、注意喚起のため団員を1人以上配置する。
- ⑥ 塀越し等の水利に部署する際は、梯子等を使い2名以上の団員が協力して行う。
- ⑦ 河川等について転落の危険がある水利は、ロープ等で団員の身体を確保して吸管投入等の作業を行う。
- ⑧ 積雪、寒冷時は、滑りやすいため転倒に注意し、重心を低くして小股で歩くようにして作業を行う。
- ⑨ 夜間は、前照灯、作業灯などの照明器具を有効に活用するとともに、周囲の状況や足元を確認し作業を行う。

## 6 ホース延長時の留意事項

- ①ホースは、無理な本数の搬送は行わず、他隊のホースによるつまずきや転倒に注意して、ホースの結合金具部付近を確実に保持し、周囲や前方の障害物等に注意して延長する。
- ②軒下等は落下物の危険があるため、火災建物と平行とならないよう離れて延長するとともに、道路中央への延長は極力避け、後続隊の活動に配慮する。
- ③塀等乗り越えて延長する際は、塀等の強度を確認するとともに積載されている梯子等を活用する。
- ④ホースと放水口や筒先との結合は確実にいき、結合状態を確認するとともに、放水口と筒先では余裕ホースをとる。
- ⑤ホースブリッジを使用する際は、他の交通に注意して2名以上で行い、1名は交通整理を行う。

## 7 送水時の留意事項

- ①機関員は、放水位置、ホース本数を確認して送水圧力に注意するとともに、送水中は常に計器類を監視する。
- ②ホースが暴れるのを防ぐため、放口は徐々に開放するとともに、送水圧力の急激な上昇は危険であるため、送水圧力についても徐々に上げる。
- ③予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停止できる態勢で送水する。
- ④高所へホースを延長しているときは、見通しの良い場所であっても梯子等を利用し、筒先員の放水態勢が完了してから送水する。
- ⑤筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、「放水始め」の伝令を待って送水する。

## 8 放水活動時の留意事項

- ①建物の燃焼状況、壁体等の受熱状況、焼損程度等を観察し、家屋、壁体の倒壊、屋根の落下、床の踏抜き等の危険を考慮し、団員の安全確保を図れる場所を筒先部署位置として選定する。
- ②筒先の開閉は徐々に行い、反動による転倒を防止するとともに、筒先の保持は確実に2人で行い、自身の安全の確保を図る。
- ③高圧注水で反動力に耐えられないときは、筒先を離すと危険であるため噴霧注水とするが、やむを得ないときは筒先を閉じるとともに、伝令員を活用し機関員に圧力を下げさせる。
- ④熱せられた壁体やシャッターに注水した水が、熱気、熱湯になり跳ね返る危険があるため、噴霧注水等適宜使用する。

- ⑤火災建物等へ両方向から注水する場合は、他の筒先員へ誤って注水することがないように注意する。
- ⑥筒先を移動する際は、足元の状況、高所からの落下物等に注意する。
- ⑦ガスが滞留している場合は、火花を発生する資機材の使用は厳禁とし、噴霧注水によりガスの拡散を図る。
- ⑧噴出しているガスが炎上している場合は、不用意に消火することなく、ガスコックでガスの遮断を優先するが、ガスの遮断が不可能な場合は、周囲への延焼防止を行う。
- ⑨危険物火災は、急激な延焼拡大や爆発の危険があるため、原則注水しない。
- ⑩特別高圧（7,000V以上）又は高圧（直流750V、交流600V以上）の発・変電施設の火災における消火活動は、原則として事業所の電気技術者による電路の遮断・処置を待って行う。
- ⑪通電中の高圧電線や柱上変圧器に、延焼阻止の観点からやむを得ず注水する場合は、十分な安全距離をとり噴霧注水とする。

## 9 残火処理の留意事項

- ①長時間の火災や深夜の火災など疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になりがちであるため、適宜交代や作業を分担するなど疲労の軽減を図り注意力を持続させる。
- ②屋根等の高所で活動する際は、安全には特に注意し転倒防止措置を講ずること。
- ③瓦や壁、柱など落下や崩落の恐れがある場合は、消防署との協議を行い、強制的に落下させたり、ロープ等により立入禁止にするなど対応措置を講じる。
- ④放水した水が凍結し、滑りやすいときは姿勢を低くし小股で慎重に歩くこととし、決して走らない。

## 10 引き揚げ時の留意事項

- ①現場で使用した資機材を撤収する際は、他隊の資機材を間違えて積載しないよう資機材に第〇分団第〇部など記載しておくとともに、走行中に落下することがないように確実に積載する。
- ②使用した水利を確認し、消火栓の閉め忘れがないか、防火水槽への水の補充や蓋の確認を行う。
- ③走行には十分注意し、特に疲労等から信号の見落としなどがないように呼称による確認を行うなど注意する。
- ④車庫入れの際は、歩行者や他車両と接触しないよう誘導員を置く。
- ⑤帰所後は、次の出動に備え、使用した資機材の点検を行うとともに、放・

吸口、ドレンコック等を確実に閉め、車両等の燃料、真空オイルの確認を行い、不足している場合は補充する。

## 11 林野火災での留意事項

- ①山の急斜面を延焼している場合や強風等で急速に延焼拡大している場合は、非常に危険であるため、上方及び風下には部署せず、燃えた跡地や防火帯、広大な空き地等から監視する。
- ②気象条件の変化により延焼状況が急変する場合があるので、活動中、休憩中を問わず、監視員を置き、常に延焼状況の把握に努めるとともに、必ず退路を確保する。
- ③しの、しだ、かや等の原野、切り落とした下枝を放置した山林では、急速に延焼拡大する恐れがあるため、進入しないことを基本とするが、やむを得ず進入する際は、必ず退路を確保する。
- ④延焼が2方向に分かれたときは、その間には進入しない。
- ⑤進入はできるだけ焼け跡や稜線を選び、谷間には進入しない。
- ⑥傾斜地では、落石、焼き物の落下、飛火の危険があるので、燃えている真下から進入しないようにする。
- ⑦木の枝や切り株等につまずき転倒しないように注意する。
- ⑧夜間の火災は、非常に危険なため原則活動しないこととするが、やむを得ず活動する場合は、照明器具等を活用し安全管理に十分配慮する。
- ⑨ジェットシューターで消火する際は、延焼や飛火等により退路を断たれる危険があるため、周囲の下草等に予備注水をしながら行う。
- ⑩傾斜地上方でホース延長により注水する際は、火煙、気象等の状況を考慮し、安全を確認してから行う。
- ⑪火たたきによる消火は、無造作に行うと周囲に火の粉が飛散し、火災を拡大させ、退路を断たれる恐れがあるため、焼け跡の方から行う。
- ⑫覆土の下の火災は、延焼拡大の危険性が高いので、地形、山林の状況、気象条件等を考慮して慎重に行う。
- ⑬煙に包まれた際は、慌てることなく新鮮な冷たい風が吹いてくる方向に退避する。
- ⑭火に包まれた際は、煙や熱気を吸わないようにするとともに、姿勢を低くしてくぼ地などで身を守り、周囲に注意して脱出する。



## 【風水害編】

### 1 河川警戒での留意事項

- ①河川警戒は、必ず2人以上で行う。
- ②堤防の法面は滑りやすいので注意するとともに、水位状況等の確認は、ライフジャケットを着用し固定物に命綱を結着して行うこととし、夜間は特に視界が悪いため、無理に水位の確認はせず、安全な場所から車両の照明等を有効に活用して行う。
- ③堤防監視警戒は、決壊等事態の急変に備え、常に退路を念頭に置きながら行動する。
- ④強風、突風によって河川等に転落しないように注意する。
- ⑤積み土のう等で補強してある箇所近づくときは、崩壊の危険性が高いので十分注意する。
- ⑥車両で警戒する際は、風雨により視界が悪く、路面も水没したり破壊物があったりするため、水位の上昇等周囲の状況に注意して慎重に走行する。

### 指定河川の水防警報

(単位: m)

河川名	水位観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	堤防高
宇川	宇川	1.50	2.10	2.10	2.60	—
竹野川(上流)	大宮	1.50	2.00	2.00	2.80	—
竹野川(下流)	矢田橋	2.00	2.60	2.60	3.60	6.10
小西川	御旅	1.00	1.20	—	—	—
福田川	網野橋	1.00	1.50	1.50	1.80	2.61
佐濃谷川	出合橋	1.20	1.60	1.60	2.10	3.81
川上谷川	橋爪橋	1.00	1.30	1.30	1.50	5.24

### 消防団の出動

水防警報種別		
準備	出動	解除
水防団待機水位に達したとき	はん濫注意水位に達したとき	はん濫注意水位を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

※地域防災計画から抜粋

## 2 浸水地域の警戒での留意事項

- ①基本的に、冠水した道路、冠水することが予想される道路は車両走行しない。
- ②道路の陥没や路肩の崩壊等も考えられるため、これらに配意した車両走行を行う。
- ③マンホールの吹き出しや蓋の移動に注意する。
- ④浸水により危険物や毒劇物等が流出することがあるため、特に工場や研究機関等の周囲では、水の色や臭気に注意する。

## 3 崖崩れ地域の警戒での留意事項

- ①崖崩れ機関箇所では、崖からの土石の落下、擁壁のふくらみ・亀裂、排水施設の崩壊などの状態を確認するとともに、崖崩れに巻き込まれないよう危険箇所の真下には位置しない。
- ②崖下の道路の通行は極力避け、やむを得ず通過する場合は、落石、崩壊等に十分注意する。

## 4 強風時の警戒での留意事項

- ①市街地及び住宅地では、瓦や看板等の落下や飛散物があるため、ヘルメットを着用し、上方にも注意する。
- ②電柱が傾いたり、倒れている場合は、垂れ下がっている電線に注意し、感電しないようにする。
- ③歩行困難な強風（突風）の場合は姿勢を低くし、固定物につかまるか、遮へい物を利用して身体の安全を確保する。

## 5 資機材等搬送時の留意事項

- ①車両、資機材等は、破堤等を考慮し安全な場所に置き、常に整理整頓しておく。
- ②資機材を搬送する際は、足元に注意するとともに、特に重量物や大量の資材を搬送する場合には、可能な限り動力機械器具等を活用する。
- ③強風時に表面積の大きい物を搬送する際は、風圧による転倒や搬送物の落下等に気を付ける。
- ④多人数で担いで搬送する際は、指揮者の号令により歩調を合わせて行う。
- ⑤車両で資機材を搬送する際は、シートやロープで固定し落下を防止する。

## 6 水防工法時の留意事項

- ①河川に背を向けて活動することのないように注意し、必要に応じて命綱等により身体を確保する。

- ②土のう等重量物を持ち上げる際は、膝を曲げ十分腰を落とし、背筋を伸ばした正しい姿勢から膝の屈伸を活用した姿勢で持ち上げ、腰部損傷を防ぐ。
- ③作業開始前に流木、倒壊家屋、崩壊の恐れのある土砂等を除去する。
- ④掛矢、スコップ、つるはし等を使用する際は、他の団員と接触しないように注意する。
- ⑤杭打ち作業をする際は、掛矢を確実に保持し、打ち損じないように注意するとともに周囲の人を近づけない。
- ⑥堤防上で水防活動を実施する際は、次の前兆現象が現れたら、破堤の恐れがあるので退避するなど身の安全を確保する。
  - ア 洗掘箇所が特に濁っている場合や、堤防に亀裂が生じたとき。
  - イ 法の崩れが天場まで達しているとき。(この場合、法面は洗掘されており、一挙に数メートルにわたり崩れることがあるので特に注意する。)
  - ウ 漏水の水量が多く、しかも濁っているとき。(この場合、漏水孔内が洗掘されているので注意する。)
  - エ 漏水に泡が混じった状態のとき。(破堤の危険が迫っているので特に注意する。)
- ⑦水防活動が長時間にわたり連続作業となるときは、団員を随時交代させ、疲労による注意力の散漫に起因する事故を防止するとともに、活動していない団員は、交代要員として安全な場所で待機する。

## 7 救助活動時の留意事項

- ①二次災害を防止するため、ロープにより堅固な支持物へ身体を確保し、また崩落の恐れがある土砂、落石を排除するなど、団員の安全確保を図る。
- ②活動現場全体を見渡すことができる場所に監視員を配置する。
- ③万一に備え、緊急避難の方向や合図等を団員全員に周知徹底する。
- ④危険を察知したときは、即刻退避する。
- ⑤網野、丹後、久美浜方面隊に配備されているボートにより救助を行う場合は、ライフジャケットを必ず着用するとともに、次のことに注意する。
  - ア 風速、流速、流失物の状況等を考慮して使用の可否を判断する。
  - イ 必ず上流に監視員を配置するとともに風上及び上流からの救出を原則とし、急流の場合は、水流に対し直交進行は避ける。
  - ウ ボートへの乗降は1人ずつ行い、姿勢を低く、急に立ち上がったせいで転覆に気を付けるとともに、とび口やロープ等によりボートを固定する。
  - エ 要救助者を艇上に収容する際は、ボートの定員に留意するとともに、不安定な姿勢で不用意に手を差し伸べると、救助者も引き込まれ水中に転落する恐れがあるので、重心を低くして引き上げることとし、要

- 救助者は、船首又は船尾から引き上げ、転覆の防止を図る。
- オ 救助用ロープは十分な強度があるものを使用し、展張や固定は、堅固な地物を利用し確実に結着する。
- ⑥崖崩れ等における救助については、次のことに注意する。
- ア 人命検索を行うときは、二次災害防止のため、必ず監視員を配置する。
- イ 崖崩れ等の前兆現象に十分注意するとともに、前兆現象を覚知したときは一旦作業を中止して退避することとし、退避は土砂の流れる方向と直角の方向として、土砂の流れる方向は崖崩れに巻き込まれる危険性があるので絶対に避ける。
- ウ 崩れる危険性のある場所は、ブルーシート等で雨水の侵入防止措置を図ってから作業を開始する。
- エ 浸水地の避難誘導は、水深が浅い道路を選定し、活動が見渡せる場所に監視員を配置する。
- オ 住民の避難は一刻を争うので、持ち物は最小限にし、身軽にさせる。
- カ 避難誘導の際は、水深測定棒等を活用して、特にマンホール等の開放箇所には注意するとともに、浸水地の歩行避難は、一般的に大人で 30cm、子どもで 20cm までとし、団員の行動は腰までの水深を限度とする。

## 【震災編】

### 1 参集時の留意事項

- ①団員各自がテレビ、ラジオ等で地震を確認し、「配備基準」に達したら、家族の安否確認等、必要な措置を講じた後、速やかに消防車庫へ参集する。
- ②参集にあたっては、徒歩、自転車又はバイクとし、原則自動車の使用は禁止する。
- ③参集の際は、余震や建物の倒壊、落下物等に注意するとともに、可能な限り被害状況の把握に努め、部班長へ報告を行い情報の共有を図る。
- ④火災の発生を確認した場合は、速やかに部長もしくは班長へ連絡するとともに、付近住民と協力して初期消火活動にあたる。(ガス漏れ等もあるため、身の安全に十分注意すること。)
- ⑤発生した火災が自主防災組織等付近住民で対応できないと判断した場合は、その旨を部長もしくは班長へ連絡し、付近住民の避難誘導にあたりとともに消防団等の到着を待つ。
- ⑥自宅付近で倒壊家屋を発見した場合は、要救助者の有無を確認する。
- ⑦要救助者がいた場合、容易に救出することができる場合は、余震等に注意するとともに、安全管理には十分注意して救出活動にあたる。なお、一人では対応できない場合においても、複数であれば救出できると判断した場合は、自主防災組織等付近住民と協力して救出活動にあたる。
- ⑧救助が困難な場合は、無理をせず安心感を与えるよう呼びかけるとともに、部長もしくは班長へ連絡し応援を待つ。

### 2 活動時の留意事項

- ①正副方面隊長、正副分団長からの情報に注意するとともに、ラジオ等から災害情報を入手する。(状況が刻々と様相を変えるため、常に最新の情報を入手する。)
- ③参集団員から参集途上の被害状況を共有する。
- ④参集状況により部隊を編制し、出動の可否を決定する。(複数人員での編成とする。)
- ⑤出動態勢が整うまでは消防車庫等で待機する。
- ⑥被害の状況によっては長期の活動が予想されるため、交代要員を含め参集団員を常に把握する。
- ⑦現場までの経路は収集した情報を基に、危険箇所等を十分に把握し安全管理に努める。
- ⑧大規模地震の後には必ず余震があることを心得ておき、活動中については特に注意する。
- ⑨現場活動にあつては、単独行動を避け、常に2名以上が協力して行う。

- ⑩部班長等は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握した上で危険要素を周知するとともに、活動部隊の周囲を観察し、危険要素及び危険行動を排除する。
- ⑪部班長等は、団員の体調（表情、顔色、疲労度等）を常に把握し、異常があると思われる時は適宜休憩させる。
- ⑫安全管理は、任務遂行を前提とした積極的行動対策であると考え、必要に応じて踏みとどまる勇気を持つことも必要である。

【津波編】 沿岸部（網野・丹後・久美浜方面隊の一部）

1 津波ハザードマップ等の把握

津波災害時の消防団活動にとって、被害想定を事前に把握しておくことが重要であるため、津波ハザードマップの被害状況や避難経路を把握しておく。

2 参集及び出動時の留意事項

- ①津波警報発令時の参集場所は、各消防車庫とする。
- ②複数人が参集した後、部長又は班長の下での活動とする。
- ③参集途上において、津波に巻き込まれないように、ラジオ等による津波や避難に関する各種情報の収集及び参集ルート（複数の参集ルートの準備）に注意する。
- ④参集途上においては、道路状況、住民の避難状況等可能な範囲で情報を収集し、参集場所から所属の分団長へ報告する。（報告を受けた分団長は、正副方面隊長のどちらかへ連絡する。）
- ⑤地震発生から津波到達までの時間が短い場合には、自らの退避と住民の避難誘導を優先する。
- ⑥出動する際は、以下の装備を必ず着用して活動する。
  - ア 活動服
  - イ ヘルメット
  - ウ 編上げ靴
  - エ 救命胴衣
  - オ 携帯用無線機（班長以上で配備されているもの）
  - カ その他 防寒着等必要な装備品
- ⑦所属の方面隊長、ラジオ及び防災行政無線等からの情報に十分注意し、団員の生命に危険がおよぶ場合には、現場に向かう途中であっても避難を優先し、正副方面隊長のどちらかへ報告する。

3 退避ルールと情報伝達手段

①地域ごとの津波想定水位・到達想定時間・緊急避難場所

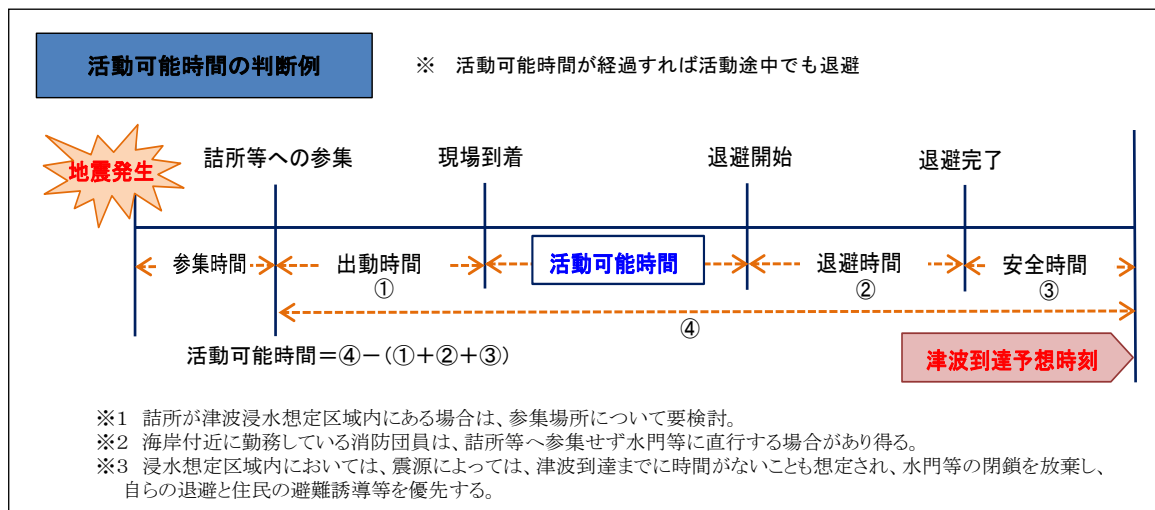
地区名		分団・部	最高津波		緊急避難場所
			想定水位	想定到達時間	
丹 後 町	袖志	丹後第4分団 第3部	4.5m	28分	万福寺
	中浜	丹後第4分団 第2部	3.8m	27分	子どもの広場
	久僧	丹後第4分団 第1部	4.7m	27分	久僧公民館

地区名	分団・部	最高津波		緊急避難場所	
		想定水位	想定到達時間		
丹後町	竹野	丹後第1分団 第4部	4.0m	27分	竹野体育館
	間人	丹後第1分団 第3部	3.9m	28分	丹後地域公民館
	小間	丹後第1分団 第1部・第2部	3.0m	28分	間人小学校体育館
	砂方	丹後第1分団 第2部	3.4m	29分	砂方集落センター
網野町	三津	網野第1分団 第3部	3.6m	30分	三津グラウンド 三津区民センター
	遊	網野第1分団 第2部	4.0m	30分	遊グラウンド
	掛津	網野第1分団 第2部	3.5m	30分	掛津区民センター 琴引浜鳴き砂文化館
	浅茂川	網野第2分団 第2部	3.3m	31分	浅茂川温泉 静の里 日吉神社
	磯	網野第2分団 第3部	3.6m	30分	磯コミュニティ広場 磯集会所駐車場
	塩江	網野第4分団 第4部	4.7m	41分	塩江コミュニティ広場
	浜詰	網野第4分団 第3部	2.6m	32分	浜詰区民センター
久美浜町	湊宮	久美浜第4分団 第3部	2.8m	10分	宝泉寺 湊宮区墓地公園
	久美浜	久美浜第4分団 第3部	2.6m	12分	大向展望台
	蒲井	久美浜第4分団 第3部	3.5m	11分	風蘭の館
	旭	久美浜第4分団 第3部	2.8m	31分	大日寺

## ②退避ルール

- ア 津波浸水想定区域内にある分団等は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。
- イ 活動する場合には、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避する。
- ウ 部班長等は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。





### ③各分団等の活動時間

#### ア 丹後町域

最高津波到達時間が 27 分から 29 分であるため、活動可能時間は地震発生から 20 分までとし、速やかに緊急避難場所等高台へ避難する。なお、竹野は 14 分後に 1.9m（郷村断層帯の場合）の津波が到達する想定であることから、活動には十分注意する。

#### イ 網野町域

最高津波到達時間が 30 分から 41 分であるため、活動可能時間は地震発生から 25 分までとし、速やかに緊急避難場所等高台へ避難する。ただし、塩江は 6 分後に 2.5m、浜詰は 9 分後に 2.1m（どちらも郷村断層帯の場合）の津波が到達する想定であることから、自身の身の安全を確保することを最優先とするため、速やかに緊急避難場所等高台へ避難する。

#### ウ 久美浜町域

旭を除いては、最高津波到達時間が 10 分から 12 分であるため、活動よりも自身の身の安全を確保することを最優先とするため、速やかに緊急避難場所等高台へ避難する。なお、旭は、10 分後に 2.6m（郷村断層帯の場合）の津波が到達する想定であることから、自身の身の安全を確保することを最優先とするため、速やかに緊急避難場所等高台へ避難する。

### ④情報伝達手段

退避命令を団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘等も含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定め、周知徹底を図る。

#### 4 活動時の留意事項

- ① 団本部は、対策本部等関係機関との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間（または時刻）を判断し、正副方面隊長に連絡する。
- ② 連絡を受けた正副方面隊長は速やかに分団長へその旨連絡することとし、分団長へ連絡が取れない場合は副分団長へ連絡する。
- ③ 連絡を受けた正副分団長は部長へその旨連絡する。部長へ連絡が取れない場合は班長へ連絡する。
- ④ 活動する際は、必ず2名以上とする。
- ⑤ 部班長等は、現場の特徴を的確に把握し、自隊の行動の安全確保措置を速やかに決定し、その内容を明確に団員に指示する。
- ⑥ 部班長等は、無線等で正副分団長と連絡を取り、その指揮下で活動する。
- ⑦ 部班長等は、正副分団長等と連絡が取れない状態となった場合は、団員等からの情報や周囲の状況に特に注意するとともに隊を速やかに安全なところに退避させる。

##### ・ 関係機関災害時連絡先

京丹後市災害対策本部	(0772) 69-0140
京丹後市消防本部	(0772) 62-0119
京丹後警察署	(0772) 62-0110

#### 5 避難誘導、避難広報時の留意事項

##### ① 車両と共に活動する場合

- ア 避難広報は、原則として車両で行うこととし、2名以上で乗車し、1名は常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等に警戒するとともに、常に高台等への退避ルートを念頭に置いて活動する。
- イ 避難、誘導を事前計画に基づき複数ルートを選択しておき、家屋の倒壊等により道路が通行できない場合は迂回するとともに、事前に設定していた別ルートを選定する。なお、別ルートも通行できない場合は、部班長に連絡する。

##### ② 車両から離れて活動する場合

- ア 原則として、1名は車両で待機し、部班長との連絡、ラジオ等での情報収集等、周囲の状況把握を行う。
- イ 車両はでき得る限り見晴らしの良い場所に停車させ、直ちに退避できるよう停車位置や向きに配慮する。
- ウ 車両から離れて活動する場合は、必ず2名以上で行動し、団員全員が必ず携帯電話等を携行し、部班長と連絡がとれる状態であること。なお、原則として、車両の拡声器のサイレン音が聞こえる範囲で活動する。

③海面監視を行う場合

海面監視を行う場合は、安全な高台等で行うことを原則とする。危険を感じた場合は、直ちに、より安全な場所に退避するとともに、その旨、部班長に連絡をする。

④災害時要援護者の避難

災害時要援護者の避難については、地域で避難の方法を定め、その内容を消防団員とも共有することが重要である。

【参考】

災害本部の設置基準 <地域防災計画抜粋>

区分	配 備 事 由	消防団配備
災害警戒本部	基本配備 次の状況において市長が設置を決定したときとする。 (1) 大雨、洪水又は高潮警報が発表されたとき（注意報が発表され、災害発生が予想されるときを含む。） (2) 津波注意報が発表されたとき。 (3) 台風の進路にあたると予想されるとき。 (4) 震度4の地震が発生したとき。	なし
	1号 次の状況において市長が設置を決定したときとする。 (1) 大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 台風の進路にあたるとき。 (4) 震度5弱の地震が発生したとき。	消防団本部要員及び地区消防団支部要員（必要数）  ※津波警報のみの場合は、消防団本部要員及び網野、久美浜、丹後方面隊（5割）
	2号 次の状況において市長が設置を決定したときとする。 (1) 大雨その他異常な自然現象により、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき。	消防団本部要員及び網野、久美浜、丹後方面隊（5割）
災害対策本部	1号 次の状況において市長が設置を決定したときとする。 (1) 複数の支部管内において、暴風雨若しくは、局地的集中豪雨による住家の被害が発生したとき、又は発生することが予想されるとき。 (2) 震度5弱の地震が発生し、4つ以上の支部管内で住家被害が発生、若しくは発生が予想されるとき。	消防団員（5割）
	2号 次の状況において市長が設置を決定したときとする。 (1) おおむね全市域において、暴風雨若しくは、局地的集中豪雨による被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 (2) 震度5強の地震が発生したとき。	消防団員（全員）
	3号 次の状況において市長が設置を決定したときとする。 (1) 災害救助法による応急対策の実施を必要とする大規模な災害が発生したとき。 (2) 震度6弱以上の地震が発生したとき。	消防団員（全員）

○消防団本部要員・・・正副団長

○消防団支部要員・・・各方面隊